

平成 12 年 9 月 定例会（第 254 回）
10 月 6 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

介護保険制度の充実強化を求める意見書（案）

平成12年 9月 定例会（第254回）

平成12年奈良県議会第254回定例会（第六号）

平成十二年十月六日（金曜日）午後一時開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十七名）

一番	山本進章君	二番	菅野泰功君
三番	中野雅史君	四番	上田 悟君
五番	笹尾保博君	六番	奥山博康君
七番	森下 豊君	八番	粒谷友示君
九番	今井光子君	一〇番	山村幸穂君
一一番	田中美智子君	一二番	神田加津代君
一三番	鍵田忠兵衛君	一四番	中辻寿喜君
一五番	安井宏一君	一六番	丸野智彦君
一七番	森川喜之君	一八番	高柳忠夫君
一九番	田中惟允君	二〇番	樹杉和彦君
二一番	岩田国夫君	二二番	大保親治君
二三番	飯田 正君	二四番	辻本黎士君
二五番	秋本登志嗣君	二六番	小泉米造君
二七番	米田忠則君	二八番	小林 喬君
二九番	田尻 匠君	三〇番	藤本昭広君
三一番	山下 力君	三二番	畠真夕美君
三三番	國中憲治君	三四番	山本保幸君
三五番	杉村寿夫君	三六番	松井正剛君
三七番	新谷紘一君	三八番	出口武男君
三九番	浅川 清君	四〇番	寺澤正男君
四一番	服部恵竜君	四二番	上松正知君
四三番	上田順一君	四四番	新谷春見君
四五番	中村 昭君	四六番	梶川虔二君
四八番	川口正志君		

欠席議員（一名）

四七番 松原一夫君

議事日程

- 一、シドニー・オリンピック金メダル受賞者、野村忠宏選手に対する表彰式
- 一、議第六十三号ないし議第七十九号並びに諮第一号及び報第十七号、並びに請願第四号ないし請願第七号、請願第三号
- 一、意見書決議
- 一、追加議案の上程と同採決
- 一、特別委員会の設置及び委員長、副委員長、委員の選任

○議長（杉村寿夫君） これより本日の会議を開きます。

- 一、シドニー・オリンピック金メダル受賞者、野村忠宏選手に対する表彰式

○議長（杉村寿夫君） 初めに、シドニー・オリンピックで金メダルを受賞されました野村忠宏選手に対する表彰式を行います。

◎事務局次長（横田武君） 野村忠宏選手並びにご両親、ご入場ください。

どうぞ大きな拍手でお迎えください。

（野村忠宏君並びに両親入場、拍手起こる）

ただいまから、シドニー・オリンピック柔道六十キロ級で見事二連覇を達成されました野村忠宏選手に、議長から表彰状の授与並びに副議長から記念品の贈呈を行います。

野村忠宏様、どうぞ演壇にお進みください。

（議長杉村寿夫君、被表彰者野村忠宏君に表彰状朗読）

表彰状

野村忠宏様

あなたは世界の人々が注目するオリンピック柔道競技でアトランタ大会に続きシドニー大会においても金メダルを獲得するという快挙を成し遂げられました

この金字塔はあなたの不屈の精神力と技の錬磨に励まれた賜物であり県民に大きな夢と感動を与えその誇りとするところであります

よってここに栄光ある功績をたたえ奈良県議会議場において表彰します

平成十二年十月六日

奈良県議会

（議長杉村寿夫君より表彰状授与）

（副議長梶川虔二君より記念品贈呈）

（拍手起こる）

◎事務局次長（横田武君） どうぞお席にお着きください。

次に、奈良県議会を代表して、浅川清議員から祝辞があります。

◆三十九番（浅川清君）（登壇）本日、県議会議場に、さん然と輝くオリンピックゴールドメダリスト野村忠宏君をお迎えして表彰式を挙行できましたことは、県議会議員一同、大変な感激と喜びでいっぱいであり、ここに万雷の拍手を贈るものであります。

アトランタ大会に続きシドニーにおいての二大会連続の金メダル獲得で、名実ともに覇者であります。五試合中四試合が一本勝ちで、天性の勤と研ぎ澄まされた集中力で繰り出す見事な技は力強く、そして鮮やかであり、私たちの脳裏に鮮明に焼きついております。あなたは、日本の、いや世界の人々に大きな夢と感動を与えたのであります。

しかし、ここにたどり着くまでには、精神的な重圧、左足のけが、技の不振、学問との両立等、幾多の苦難があったであろうと思われます。これらの障害を強靱な精神力と日々の厳しい練習で克服し、柔道の技を求められる中でなし得た快挙であったのであります。

この快挙は、あなたを世界一の柔道家に育て上げた関係者、とりわけご家族の支えのたまものでもあると思われます。父基次様は天理高校柔道部部长、祖父彦忠様は柔道場豊徳館の館長、叔父豊和様はミュンヘン五輪の金メダリストという柔道一家に育ち、技と精神を教えられました。また、母八詠子様は陰に陽に愛情をもって支えられてきたことと拝察いたしており、道場や競技関係者など多くの人たちとともにたゆまぬ育成、指導をなされたたまものでもあると、そのご労苦に深甚なる敬意を表する次第であります。

決勝での、すみ落とし一本勝ち、豪快な勝ちっぷりに日本じゅうが歓喜し、試合後のインタビューでは、「前回のアトランタは勢いで勝ったけど、今回は自分ではい上がって「金」を目標に掲げて勝ち取った、こちらのメダルの方が重いです」と答え、まさに自信に満ちあふれて、その姿に県民は誇らしく思いました。

どうか忠宏君には、今後さらに精進を重ねられ、次のアテネ大会をもねらっていただければと念じてやみません。

終わりに、野村忠宏君のこれからの大いなる活躍と野村家のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

奈良県の栄誉である野村忠宏君、誠におめでとう。

平成十二年十月六日

奈良県議会代表 浅川 清

（野村忠宏君並びに両親が起立一礼、拍手起こる）

◎事務局次長（横田武君）次に、野村選手並びにご両親に、今井光子議員、神田加津代議員、畠真夕美議員から花束の贈呈があります。

（野村忠宏君並びに両親に花束贈呈、拍手起こる）

◎事務局次長（横田武君）次に、野村忠宏選手から謝辞があります。

◎※（野村忠宏君）（登壇）（拍手）きょうは、私のために議場でこのようなすばらしい表彰式を行っていただきまして、ありがとうございます。

私は柔道が専門で、しゃべることは専門外ですので、あまりうまくお礼というのは言えないんですけれども、自分自身、この奈良県で生まれ育って、またこの奈良県で柔道を学

んで、それで今回シドニー・オリンピックで、この生まれ育った奈良県に二つ目の金メダルを持って帰ることができて、大変うれしく思います。

それに、奈良県の皆さんにはいろいろ応援もしていただきまして、自分が挫折しそうになったときとか、そういうときでもこのような応援がなかったら、もしかしたら今はもう柔道は続けていなかったような気もしています。

アテネ大会という声もあるんですけども、四年後はどうなっているかわからないので、まだはっきり、金メダルをねらいますとは言えないんですけども、(笑声)皆さんの応援の声を聞くたびにもう一回頑張ろうかなという気もします。(拍手)もし四年後オリンピックに出るチャンスがあれば、またそのときは応援をよろしくお願いします。

きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

◎事務局次長(横田武君) 野村選手並びにご両親が退場されますので、どうぞ大きな拍手でお送りください。

(野村忠宏君並びに両親退場、拍手起こる)

○議長(杉村寿夫君) これをもちまして表彰式を終わります。

しばらく休憩いたします。

△午後一時十三分休憩

△午後二時再開

○議長(杉村寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

意見書決議並びに追加議案の上程と同採決、特別委員会の設置及び委員長、副委員長、委員の選任を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長(杉村寿夫君) 議第六十三号ないし議第七十九号並びに諮第一号及び報第十七号並びに請願第四号ないし請願第七号並びに、去る六月定例県議会において継続審査に付されておりました請願第三号を一括議題といたします。

まず、予算審査特別委員会に付託いたしました各議案の審査経過とこれが結果について、同委員長の報告を求めます。――三十六番松井正剛君。

◆三十六番(松井正剛君) (登壇) 予算審査特別委員会を代表いたしましてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る九月二十八日の本会議において設置され、調査並びに審査の付託を受けました議案、すなわち「平成十二年度奈良県一般会計補正予算(第一号)」、「平成十二年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算(第一号)」及び条例案並びにその他の議案につい

て行いました調査並びに審査の経過と結果の概要を、以下順次申し述べることにいたします。

まず、「平成十二年度奈良県一般会計補正予算（第一号）」については、国の当初予算において措置された公共事業等予備費の配分に伴い、道路橋りょう整備事業、河川改修事業、土地改良事業等のほか、道路、河川等の直轄事業費負担金について計上されたものであります。

また、災害復旧事業については、今年の夏の梅雨前線豪雨等により被害を受けました道路、河川、農業用施設等の早期復旧を図るため、債務負担行為をあわせ追加計上されております。さらに、ワールドカップサッカー大会キャンプ地の招致等に向けた橿原公苑陸上競技場の整備事業、及び県医師会の行う総合医療・保健センターの整備についての助成に財政措置が講じられるとともに、痴呆性老人グループホーム及び民間保育所の施設整備に対する助成、茶の集出荷貯蔵施設の整備に対する助成等、国の新規もしくは追加認証があったもの等について、それぞれ所要の予算が計上されたものであります。

次に、「平成十二年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第一号）」については、奈良県立医科大学整備後援事業募金委員会からの寄付金を原資として、今後の大学の施設または設備の整備に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、所要の予算措置が講じられたものであります。

次に、残余の議案、すなわち条例の制定及び改正、道路整備事業に係る請負契約の締結などについては、いずれも必要な措置であるとの結論に達しました。

以上、審査の結果、議第六十三号ないし議第七十一号及び議第七十四号ないし議第七十九号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。また、報第十七号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、諮第一号「行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについて」であります。審査の結果、全会一致をもって、知事の見解どおり、異議申立てについてはこれを棄却すべきであると決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がありましたが、理事者の答弁によりおおむね了承されました事項については本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

- 一、地方分権を推進する上で、引き続き今後の行政課題に対応する組織改編に取り組まれるとともに、職員の資質向上になお一層努められたいこと。
- 一、県政情報を県内外に積極的に提供するため、奈良県ホームページの一層の拡充を図り、職員に対してもコンピュータ研修の充実に努められたいこと。

一、中南和の文化・観光振興の拠点となる（仮称）万葉ミュージアムの管理運営については、民間的発想を取り入れるなど弾力的な運営ができるよう、その体制整備に努められたいこと。

一、保育所への広域入所に当たっては、市町村間相互で連絡・調整を行い、円滑に入所が図られるよう指導されたいこと。

一、老朽化が進む身体障害者療護施設奈良県立菅原園については、早期に施設整備の促進を図るとともに、整備に当たっては十分園と協議されたいこと。

一、県立病院の運営に当たっては、外部監査結果も反映させ、早期に経営改善計画を立て、経営の健全化を図られたいこと。

一、県立医科大学附属病院の第二期工事を早期に着工し、総合的な医療機関としての機能拡充を図られたいこと。

一、中心市街地商店街の具体的な事業計画策定に対しては、県も引き続き積極的に参画し、助言並びに支援に努められたいこと。

一、第九次治水事業七ヶ年計画の目標達成に向けて、土地収用制度の活用等も視野に入れ、積極的な取り組みを進められたいこと。

一、京奈和自動車道・中和幹線等の整備促進を図るとともに、アクセス道路網の整備をより一層推進されたいこと。

一、住宅供給公社においては、住宅の市場動向や県民ニーズを的確にとらえ、さまざまな方途により、建売分譲、宅地分譲などの早期完売に努められたいこと。また、保有地についても、今後、早期に活用されるよう努められたいこと。

一、県営住宅に係るバリアフリー化をより一層推進されたいこと。

一、県民生活の安全確保や環境保全を図るため、寺川などの河川敷や道路端の草刈りなどの維持管理に努められたいこと。

一、二〇〇二年のワールドカップサッカー大会キャンプ地招致に当たっては、地元をはじめ県民に気運の醸成を図るための諸施策を積極的に展開され、その実現に努められたいこと。

一、次代の社会を支える人材育成の重要性にかんがみ、将来の教育のあり方を積極的に研究し、奈良県として特色のある教育改革を推進されたいこと。

一、将来の県立高校の統廃合も含めたあり方を審議する県立高校将来構想審議会の審議内容を、教員、保護者をはじめ広く県民に周知するよう努力されたいこと。

一、埋蔵文化財を広く県民等へ公開し、それを活用したまちづくりに積極的に取り組まれたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、決算審査特別委員会に付託いたしました各議案の審査経過とこれが結果について、同委員長の報告を求めます。――四十一番服部恵竜君。

◆四十一番（服部恵竜君）（登壇） 決算審査特別委員会を代表いたしましてご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十八日、本会議において設置され、審査の付託を受けました議案、すなわち議第七十二号「平成十一年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について」及び議第七十三号「平成十一年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について」の審査の経過と結果をご報告いたします。

両議案とも、一般会計からの補助金の受入れなどがあり、一般会計の決算とあわせて審査する必要がありますので、議第七十二号及び議第七十三号は継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百十条第三項但し書きの規定に基づき、議会閉会中においても継続して審査できるよう議決されんことを望みまして、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、所管の常任委員会に付託いたしました請願並びに、去る六月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一三十七番新谷紘一君。

◆三十七番（新谷紘一君）（登壇） 総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、本年六月定例会より継続審査とされておりました請願第三号「行政書士法一部改正の件に関する請願」につきまして、請願者から取り下げ願が提出されましたので、これに同意を与えることといたしました。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、土地利用対策及び警察施設の整備につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一四十八番川口正志君。

◆四十八番（川口正志君）（登壇） 厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る九月二十五日の本会議におきまして厚生委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十七日に委員会を開催し、付託されました請願三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、まず請願第五号「産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願」につきましては、起立採決の結果、賛成多数をもちまして採択することに決しました。

次に、請願第六号「身体障害者療護施設「奈良県立菅原園」の整備促進に関する請願」につきましては、請願事項の一を一部採択することに、請願第七号「身体障害者療養施設「奈良県立菅原園」の整備促進に関する請願」につきましては採択することに、それぞれ全会一致をもちまして決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一三十八番出口武男君。

◆三十八番（出口武男君） （登壇） 経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一三十三番国中憲治君。

◆三十三番（国中憲治君） （登壇） 建設委員会のご報告を申し上げます。

去る九月二十五日の本会議におきまして建設委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、九月二十七日に委員会を開催し、付託されました請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第四号「富雄川改修の早期実現を求める請願」につきましては、全会一致をもちまして採択することに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、文教委員長の報告を求めます。一一二十八番小林喬君。

◆二十八番（小林喬君）（登壇） 文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 委員長報告に対する質疑、討論は省略し、これより採決に入ります。

まず、議第六十五号、議第六十八号及び諮第一号について、起立により採決いたします。

以上の議案及び諮問については、予算審査特別委員長報告どおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第六十五号、議第六十八号及び諮第一号は、予算審査特別委員長報告どおりに決しました。

次に、請願第五号及び請願第六号について起立により採決いたします。

以上の請願については、厚生委員長報告どおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第五号及び請願第六号は厚生委員長報告どおりに決しました。

お諮りいたします。

議第六十三号、議第六十四号、議第六十六号、議第六十七号、議第六十九号ないし議第七十一号、議第七十四号ないし議第七十九号及び報第十七号については予算審査特別委員長報告どおりに、議第七十二号及び議第七十三号については決算審査特別委員長報告どおりに、請願第三号、請願第四号及び請願第七号並びに議会閉会中の審査事件については各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各委員長報告どおりに決しました。

○議長（杉村寿夫君） 次に、五番笹尾保博君より、意見書第十一号、介護保険制度の充実強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。
――五番笹尾保博君。

◆五番（笹尾保博君） （登壇） 意見書第十一号、介護保険制度の充実強化を求める意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十一号

介護保険制度の充実強化を求める意見書（案）

本年四月から施行された介護保険制度は、運営に関する基本的な事項の決定の遅れや施行直前での制度の見直しなど、運営主体である市町村にとって厳しい状況の中、関係者の努力によりスタートしたところである。

しかしながら、保険者である市町村は、要介護認定や低所得者対策、保険財政運営など、制度の運営面でまだ多くの課題を抱えているのが実情である。

介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保するため、介護保険事業（支援）計画の実現に向けた介護サービス基盤を充実するとともに、介護サービスの質の確保・向上、苦情に対する迅速な対応並びに介護保険の周辺対策の拡充等の対策がさらに必要である。

よって、国におかれては、介護保険制度を定着させるため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

一 介護保険財政に対する公費負担や財政安定化基金の運営などにかかる県及び市町村の財政負担に対する支援を行うこと。

一 痴呆性高齢者等に対するコンピュータによる一次判定基準を早期に改善すること。

一 低所得者に対する保険料や利用者負担の軽減措置を拡充すること。

一 特別養護老人ホームから退所を迫られる旧措置入所者の受入施設の整備を促進すること。

一 要介護認定等で「自立」と判定された高齢者等に対する介護予防・生活支援対策を拡充すること。

一 家族介護用品の支給事業における支給対象者の拡大を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 九番今井光子君。

◆九番（今井光子君） ただいま笹尾保博議員から提案されました意見書第十一号、介護保険制度の充実強化を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） 三十四番山本保幸君。

◆三十四番（山本保幸君） ただいま笹尾保博議員から提案されました意見書第十一号、介護保険制度の充実強化を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よつて、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第十一号については、五番笹尾保博君の動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

○議長（杉村寿夫君） 次に、四番上田悟君より、意見書第十二号、地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――四番上田悟君。

◆四番（上田悟君） （登壇） 意見書第十二号、地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化を求める意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十二号

地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化を求める意見書（案）

地方分権の推進は、個性豊かな活力に満ちた地域社会を構築していくうえで喫緊の課題である。本年四月にいわゆる「地方分権一括法」が施行され、地方分権社会へのスタートが切られたところである。

地方自治体は厳しい財政状況のもと、地方分権社会の実現に向けて、多様化・高度化する多くの行政課題に対応するとともに、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担って行かねばならない状況にある。

今後、実効ある地方分権社会を実現するにあたっては、事務・権限の移譲が地方への単なる負担転嫁となつてはならない。そのためには、所得・消費・資産などの間における均衡がとれた国・地方を通ずる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築、地方交付税の所要額の確保、地方分権推進計画に沿った国庫補助負担金の整理合理化等を行うなど、地方税財源の充実強化を図り、自主的・自立的な行財政運営を支える地方財政基盤を確立する必要がある。

よつて国におかれては、分権型社会の定着に向け、地方税財源の充実強化を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 三十番藤本昭広君。

◆三十番（藤本昭広君） ただいま上田悟議員から提案されました意見書第十二号案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） 三十三番国中憲治君。

◆三十三番（国中憲治君） ただいま上田悟議員から提案されました意見書第十二号、地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よつて、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第十二号については、四番上田悟君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

○議長（杉村寿夫君） 次に、三番中野雅史君より、意見書第十三号、警察官の増員に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――三番中野雅史君。

◆三番（中野雅史君） （登壇） 意見書第十三号、警察官の増員に関する意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

意見書第十三号

警察官の増員に関する意見書（案）

本県をとりまく昨今の治安情勢は、昨年、一昨年と引き続き刑法犯発生件数が二万件を突破するとともに、その内容も殺人、強盗、ひったくり等の凶悪・重要犯罪が増加傾向にあり、また、交番襲撃など粗暴化する少年非行や女性、若年層にまで広がりを見せる薬物乱用、深刻化する来日外国人犯罪、昨年初めて負傷者が一万人を突破した交通事故など、県民の治安に対する不安感は、大きなものとなっている。

このような中で、本県警察では、警察本部長以下全警察職員が一丸となつて県民の安全の確保に当たっているところであるが、本県における警察官一人当たりの人口負担率は、全国平均を大きく上回り、第一線で働く警察官一人一人が、非常に厳しい勤務を余儀なくされている状況にある。

もともと警察活動は、個々の警察官が犯人の逮捕や交通事故の処理、あるいは、各種相談の受理など、それぞれの現場で、その職権を行使することにより成り立ち、正しくマンパワーにより支えられているものであり、先の警察刷新会議から出された「警察刷新に関する緊急提言」においても、地方警察官の増員の必要性が指摘されているところである。

今後は、地域と密着した交番の機能強化をはじめ、困りごと相談、被害者対策、ストーカ行為の取締り、告訴告発への適切な対応など、県民の切実な要望等に的確に応えるとともに、複雑多様化する警察事象に立ち向かうため、より一層の体制強化が必要となる。

よって、国におかれては、このような本県の実状を十分勘案し、県民の安全で安心できる生活を確保するため、本県警察官の増員が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 六番奥山博康君。

◆六番（奥山博康君） ただいま中野雅史議員から提案されました意見書第十三号、警察官の増員に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（杉村寿夫君） 四十二番上松正知君。

◆四十二番（上松正知君） ただいま中野雅史議員から提案されました意見書第十三号、警察官の増員に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第十三号については、三番中野雅史君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

○議長（杉村寿夫君） 次に、二十番樹杉和彦君より、意見書第十四号、原子爆弾被爆者に対する福祉事業の確立を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――二十番樹杉和彦君。

◆二十番（樹杉和彦君） （登壇） 意見書第十四号、原子爆弾被爆者に対する福祉事業の確立を求める意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十四号

原子爆弾被爆者に対する福祉事業の確立を求める意見書（案）

原子爆弾が広島・長崎に投下されてから五十五年が経過したが、被爆者は高齢化とともに、被爆による後遺症だけにとどまらずさまざまな合併症をかかえ病弱化が進行し、日々悩み苦しんでいる。

国においては、平成七年七月に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行し、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとしている。

しかし、同法に基づく居宅生活支援事業及び養護事業の国庫補助対象となるのは、「原爆被爆者介護手当等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき原子爆弾被爆者養護ホームのある広島県、長崎県、広島市及び長崎市が行う事業のみである。

さらに、本年四月からスタートした介護保険制度では、四自治体以外の被爆者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所や短期入所生活介護のサービス等を受けると、介護サービス費用の割の自己負担が生じることとなり、このことは、四自治体以外の被爆者の生活・健康実態を無視したものである。

よって、国におかれては、広島県、長崎県、広島市及び長崎市以外の地域で生活する被爆者に対する福祉事業を早急に確立するため、同じ被爆者として同様の助成措置を講じられるとともに、介護保険料の支払いについて特別対策後の対応に苦慮している被爆者も少なくなく、被爆者の介護保険料の減免措置についても特段の配慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位の賛同を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 二番菅野泰功君。

◆二番（菅野泰功君） ただいま樹杉和彦議員から提案されました意見書第十四号、原子爆弾被爆者に対する福祉事業の確立を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） 十八番高柳忠夫君。

◆十八番（高柳忠夫君） ただいま樹杉和彦議員から提案されました意見書第十四号、原子爆弾被爆者に対する福祉事業の確立を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第十四号については、二十番樹杉和彦君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

○議長（杉村寿夫君） 次に、三十二番畠真夕美君より、意見書第十五号、「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――三十二番畠真夕美君。

◆三十二番（畠真夕美君）（登壇） 意見書第十五号、「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十五号

「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書（案）

人類と地球環境の持続的発展を目指して、平成九年十二月に京都で開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議で交わされた京都議定書において、我が国は、国際的公約として、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標を決定したところである。我が国は、この削減目標を達成するために、効果的な地球温暖化対策を実施するなど、最大限の努力をしなければならないことは言うまでもない。

このような観点から、風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力、波力、潮力などのいわゆる環境負荷が小さい自然エネルギーによる発電を積極的に開発し、その普及を図ることは、いまや喫緊の課題となっている。

欧米においては、再生可能な自然エネルギー等による発電の開発を促進するため、電力の買い取り制度などを法制化するなど、国による必要な支援策を講じている。

一方、我が国では、電力会社が自然エネルギーによる電力を自主的に購入しているものの、自然エネルギーによる発電の開発促進に向けての国の財政支援などを定めた法制度が確立されていないのが現状である。自然エネルギーの開発促進のためには、国の政策としての支援が不可欠であり、そのための法制度を一刻も早く確立すべきである。

よって、国におかれては、地球温暖化防止の趣旨を踏まえ、地域活性化にも貢献する「自然エネルギー発電促進法」の制定に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉村寿夫君） 八番粒谷友示君。

◆八番（粒谷友示君） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第十五号、「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） 二十二番大保親治君。

◆二十二番（大保親治君） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第十五号については、三十二番畠真夕美君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

○議長（杉村寿夫君） 次に、知事の議案送付文を朗読させます。

(議事課長補佐佐田紀和君朗読)

△財第九十六号

平成十二年十月六日

奈良県議会議長 杉村寿夫殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第八〇号 公安委員会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

○議長（杉村寿夫君） 議案はお手元まで配布いたしておりますが、配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案について、知事の説明は省略いたします。

○議長（杉村寿夫君） 次に、議第八十号、公安委員会の委員の任命についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(議事課長補佐佐田紀和君朗読)

△議第八十号

公安委員会の委員の任命について

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十九条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求めらる。

平成十二年十月六日提出

奈良県知事 柿本善也

記

畠中俊尚

○議長（杉村寿夫君） お諮りいたします。

ただいま上程中の議第八十号については、原案に同意を与えることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第八十号は原案に同意を与えることに決しました。

○議長（杉村寿夫君） 次に、二十三番飯田正君から、首都機能移転推進特別委員会の設置に関する動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――二十三番飯田正君。

◆二十三番（飯田正君） （登壇） 首都機能移転推進特別委員会の設置についてご提案申し上げます。

国におきましては、地方分権、規制緩和をはじめとする国政全般の改革を推進されており、新たな政治・行政のシステムを確立していくため、国家的プロジェクトとして首都機能移転に取り組まれているところであります。本年四月、地方分権一括法が施行され、いよいよ地方の時代が幕あけしましたが、これをさらに推進するためには東京一極集中を是正し、均衡ある国土の発展を図ることが不可欠であり、また、阪神・淡路大震災の経験に見られますように、災害に対する我が国の対応力の強化を図るためにも、我が国の中央部に首都機能を速やかに移転することが必要であります。

本県におきましてはかねてから、三重県、滋賀県、京都府と本県の四府県にまたがる三重・畿央地域への首都機能の移転を目指して積極的に取り組んでいるところであります。本地域は、我が国の中央部に位置し、関西圏と中京圏を結び、日本海側とも容易に連携が図れる地であるとともに、関西文化学術研究都市における高等学術研究をはじめとする諸機能や、世界に誇る歴史文化資源、豊かな自然に恵まれたところであり、首都機能を移転するに最もふさわしい地域であります。国会等の移転に関する法律に基づいて設置されております国会等移転審議会は、約三年にわたる審議、現地調査を経た後、昨年十二月二十日、三重・畿央地域をはじめとする三地域を首都機能移転先候補地として答申されたところであり、これを受けて、国会においては本年五月、今後二年を目途に移転先候補地を一カ所に絞り込むことが決議されたところであります。

今、本県は、二十一世紀において真に豊かさが実感できる「世界に光る奈良県」の実現を目指し着実な取り組みを展開しており、三重・畿央地域に首都機能移転を実現させることは、本県の将来発展において大きな意義を持つものであります。

最近、一部閣僚等において、首都機能移転の意義を無視するような発言がなされておりますが、これは国会における今までの審議経過をないがしろにするものであり、ひいては地方分権の推進にも水を差すことになりかねない、誠に憂慮すべきことであります。

よって、十二人の委員をもって構成する首都機能移転推進特別委員会を地方自治法第一百条の規定に基づいて設置の上、首都機能移転の推進に関する事項についての調査並びに審査を付託することとし、これが完了するまでの間、議会閉会中も継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望むものであります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 二十番樹杉和彦君。

◆二十番（樹杉和彦君） 首都機能の三重・畿央地域への移転実現は、本県の将来の発展に寄与するものであると考えますので、これに関する特別委員会を設置し、慎重審議を期することが必要であります。したがいまして、飯田正議員から提案をされました動議に賛成をいたします。

○議長（杉村寿夫君） 三十番藤本昭広君。

◆三十番（藤本昭広君） ただいま飯田正議員から提案されました首都機能移転推進特別委員会の設置に関する動議につきましては、本県の将来発展を考える上で大きな意義を持つものでありますので、これに賛成いたします。

○議長（杉村寿夫君） 四十三番上田順一君。

◆四十三番（上田順一君） ただいま二十三番飯田正議員から提案されました首都機能移転推進特別委員会の設置に関する動議につきましては、三重・畿央地域への首都機能の移転が二十一世紀における本県の発展にとって大きな意義がありますので、これに賛成します。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

首都機能移転推進特別委員会の設置については、二十三番飯田正君の動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、さように決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました首都機能移転推進特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任については、議長から指名推選の方法により指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、首都機能移転推進特別委員会の委員長、副委員長及び委員を指名いたします。

委員長	三十六番	松井正剛君
副委員長	四十番	寺澤正男君
委員	五番	笹尾保博君
委員	六番	奥山博康君
委員	十番	山村幸穂君
委員	十四番	中辻寿喜君

委員	十九番	田中惟允君
委員	二十番	樹杉和彦君
委員	二十一番	岩田国夫君
委員	二十五番	秋本登志嗣君
委員	三十七番	新谷紘一君
委員	四十二番	上松正知君

以上のとおりです。

被指名人にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

○議長（杉村寿夫君） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった議案二件を除き、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成十二年九月第二百五十四回奈良県議会定例会を閉会いたします。

△閉会式

○議長（杉村寿夫君）（登壇） 九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る九月二十日開会以来本日まで、議員各位におかれましては終始熱心に、一般会計補正予算等の議案並びに県政の諸課題を調査、審査いただき、継続審査となりました特別会計決算の認定に関する議案二件を除き、他の議案はすべてこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶にたえません。

理事者におかれましては、会期中開陳されました議員各位の意見、要望を十分尊重され、県政の執行に当たり特段の配慮をされますよう強く望むものであります。

終わりに、会期中における理事者並びに報道関係者各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、時節柄、各位のご自愛をお祈りいたしまして、閉会のごあいさついたします。ありがとうございました。

◎知事（柿本善也君）（登壇） 九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る九月二十日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、一般会計、特別会計補正予算案をはじめ条例の制定及び改正、その他の案件につきましてご審議をいただきましたが、継続審査となりました公営企業決算の認定を除きまして、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠に同慶にたえないところでございます。

会期中、議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からもお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意をいただき、今後とも県政発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後三時閉会

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	杉村寿夫
同副議長	梶川虔二
署名議員	樹杉和彦
署名議員	岩田国夫
署名議員	大保親治